

人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



全国一斉!



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

# 法務局 休日 相談所

土地・建物の登記や抵当権の抹消登記などのご相談

会社・法人の設立登記や役員の変更登記などのご相談

隣地との境界に関するご相談

相続、遺言、成年後見に関するご相談

外国人との婚姻、無戸籍に関する事などのご相談

いじめ、近隣関係などの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると登記手続がますます難しくなります。



次の世代への  
思いやり

ご相談は、法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、公証人がお受けします。

<秘密厳守>

ご相談は  
無料です!

日時

平成29年

10月1日(日)

午前10時から午後3時まで

(原則、  
予約制)

場所

高松法務局本局 高松市丸の内1番1号(高松法務合同庁舎)

【JR高松駅から】JR高松駅下車、南へ200メートルの交差点を左折、東へ100メートルの寿町交差点東南角、裁判所の北隣

【琴電高松築港駅から】中央通りを南へ約400メートル(徒歩4分)一つ目の交差点(寿町交差点)東南角

申込期間・申込先

9月1日(金)から9月29日(金)までの午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)

高松法務局民事行政調査官室 ☎087-821-6342

予約につきましては、申込者多数の場合は、申込期間内であっても締め切らせていただく場合がありますので、ご了承ください。また、当日、予約なしでのご相談もお受けしますが、お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問合せ先】高松法務局民事行政調査官室 ☎087-821-6342

